

(裏面)

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法令摘要

- 1 鳥獣捕獲届出証明書は、鳥獣捕獲の際には必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 鳥獣捕獲届出証明書は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他の関係者が呈示を求めたときは、拒んではならない。
- 3 鳥獣捕獲届出証明書は、その効力を失なつた日から30日以内に東京都知事に返納し、かつ、捕獲についての報告をしなければならない。

折……………り……………目……………

鳥 獣 捕 獲 報 告 欄

鳥 獣 名	捕 獲 数	処 置 の 概 要
ヒヨドリ		
ノヤギ		
ノブタ		

○ 返納の際この欄に所要事項を記入することにより、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第14条第2項の報告とすることができる。

様式第二号  
(表面)

9センチメートル

第 号 有効 昭和43年7月26日から  
期間 昭和43年10月31日まで

鳥 獣 捕 獲 届 出 証 明 書

住 所	
職 業	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	

折……………り……………目……………

上記の者は、小笠原諸島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置に関する政令第3条第2項の規定による届出をしたことを証明する。

昭和43年 月 日

東 京 都 知 事

○農林省令第四十四号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項の規定に基づき、農業統計調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十三年六月二十六日  
農林大臣 西村 直己

農業統計調査規則の一部を改正する省令  
(農業統計調査規則の一部改正)  
第一条 農業統計調査規則(昭和二十五年農林省令第百十四号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

3 この省令は、当分の間、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条の小笠原諸島をいう)には適用しない。  
(海面漁業漁獲統計調査規則の一部改正)  
第二条 海面漁業漁獲統計調査規則(昭和二十七年農林省令第六十五号)の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 この省令は、当分の間、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条の小笠原諸島をいう)には適用しない。  
(製材統計調査規則の一部改正)  
第三条 製材統計調査規則(昭和二十八年農林省令第五十八号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

3 この省令は、当分の間、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条の小笠原諸島をいう)には適用しない。  
(漁業センサス規則の一部改正)  
第四条 漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

3 この省令は、当分の間、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条の小笠原諸島をいう)には適用しない。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。  
○農林省令第四十五号  
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十三年六月二十六日  
農林大臣 西村 直己

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
別表の二の項の地域の欄中「編笠岩の南の南方諸島(小笠原諸島、西之島及び火山列島を含む。以下同じ。)」を削り、同表の五の項の地域の欄中「編笠岩の南の南方諸島」を削る。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。  
○農林省令第四十六号  
外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条第一項の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十三年六月二十六日  
農林大臣 西村 直己

外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
外国人漁業の規制に関する法律施行規則(昭和四十二年農林省令第五十号)第一条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。  
○農林省令第一号  
運輸省令第一号  
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第四条第三項の規定に基づき、漁船特殊規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十三年六月二十六日  
農林大臣 西村 直己  
運輸大臣 中曾根康弘

漁船特殊規則の一部を改正する省令  
漁船特殊規則(昭和九年運輸省令)の一部を次のように改正する。

の よう に 改 正 す る 。